

SFC キャンパスをご利用の皆様(教職員、学生、訪問者の皆様)

総合政策学部/環境情報学部/政策・メディア研究科

2022年度

教育・研究活動を維持するための基本方針

総合政策学部長 加茂 具樹

環境情報学部長 一ノ瀬 友博

政策・メディア研究科委員長 加藤 文俊

湘南藤沢キャンパス事務長 中峯 秀之

本基本方針を更新しました。下記を遵守し、キャンパスでの感染拡大をまねかないよう、キャンパスの安全を守るよう努めてください。総合政策学部、環境情報学部、政策・メディア研究科は、学生および教職員の心と体の健康を保ち、地域の医療システムに過剰な負担をかけないレベルに感染者の発生を抑えるという社会的義務を果たしながら、先端的な教育・研究活動を展開していきます。

## I. 入構管理の方針

- (1) これまでの入構管理を継続します。
- (2) Ω 館と A 館の間に設置された特設ゲートで、検温を実施しています。大学キャンパスに入構する際は、交通手段や入構場所に関わらず、必ず最初に特設ゲートを通行してください。入構には時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもって登校するようにしてください。これは「キャンパスにおける教育と研究活動」を安全に行うためのものです。また、皆様の安心を確保するためのものでもあります。
- (3) 入構管理の詳細については下記 URL にアクセスしてください。  
⇒ [【バス対応と入構管理の変更について】](#)
- (4) 分散通学(分散乗車)を検討して下さい。湘南台・慶応大学区間のオフピーク時間を掲載した分散乗車の案内を【重要なお知らせ】SFC における新型コロナウイルス関連の対応【Important Notice】Response measures to COVID-19 に公開しました。  
⇒ [神奈中バス オフピーク乗車のお願い](#)

## II. 教育・研究の方針

- (1) 2022年度春学期授業は、3月11日付で塾生サイトに告知された「[2022年度授業の開始にあたって:慶應義塾大学塾生サイト \(keio.ac.jp\)](#)」のとおりです。オンキャンパス授業の際は「[COVID-19 対策:教室利用マニュアル](#)」を確認してください。
- (2) 学生の課外活動等は、「[新型コロナウイルス感染症への対応:慶應義塾大学塾生サイト](#)」「[新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学生団体の対応:慶應義塾大学塾生サイト \(keio.ac.jp\)](#)」を確認してください。

- (3) 「[会食時の感染予防策について:慶應義塾大学塾生サイト \(keio.ac.jp\)](http://keio.ac.jp)」を確認してください。
- (4) 専任教員は、議事録システム【ニュース>新型コロナウイルス関連】掲載の以下の文書も確認してください。
  - 5月31日付「[塾生の宿泊を伴う教育研究活動について](#)」
  - 5月31日付「[塾生の宿泊を伴う教育研究活動における感染症対策ガイドライン](#)」
  - 6月1日付「[2022年6月からの新型コロナウイルス感染拡大防止対策の基本方針について](#)」

### Ⅲ. 施設管理と利用の方針

- (1) ワクチン接種の有無によって学内施設の使用や教育研究活動が制限されることはありません。
- (2) キャンパスでは、感染防止 3 原則(密閉、密集、密接を避ける)を守るとともに、手指衛生、室内の換気、マスクの着用を徹底し、各施設に掲示する利用ルールを厳守してください。特にマスクを外した会話は、感染リスクが高く、自身だけではなく相手や周囲にも注意をしてください。
- (3) キャンパスの各施設利用については、[【総合・環境・政メ】学内施設の利用:慶應義塾大学塾生サイト\(keio.ac.jp\)](#)を確認してください。各施設は利用方針を定めていますので、[【COVID-19】SFC 施設利用ガイドライン\(keio.jp 認証\)](#)にアクセスして各方針を確認し、方針を遵守して施設を利用してください。
- (4) キャンパス入構中に少しでも体調不良を感じた場合は速やかに帰宅してください。

### Ⅳ. メディアセンターの方針

- (1) 学生・教職員は、これまで通りメディアセンターを利用できます。但し、館内及びキャンパス内、来館の途中では感染防止対策を遵守してください。
- (2) また、館内の感染防止対策として、開館時間の変更、予約の必要なサービス、一部利用できない設備があります。利用する際には事前にメディアセンターのウェブサイトを確認してから来館してください。

### Ⅴ. 感染が疑われる・罹患した場合の対応

- (1) COVID-19 の性質上、いち早く、総合政策学部、環境情報学部、政策・メディア研究科の執行部が感染者情報を把握し、対処方針を決定する必要があります。以下に示す方針を遵守してください。
  - ① 毎日体温を測定し、37.5 度以上の発熱、咳や身体のだるさ、息苦しさ、比較的軽い風邪が続く、嗅覚・味覚に異常を感じるなどの症状の有無を確認してください。
  - ② 自分や同居する家族等に上記の症状がある場合は、キャンパスへの登校も含め外出を控えてください。
- (2) 上記(1)②に該当する場合やCOVID-19に罹患した場合は、至急、慶應義塾大学保健管理センターのURL (<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html>) にアクセスし、Web を通じて状況を報告してください。登校する予定がない場合でも、報告してください。
- (3) キャンパス入構日や行動範囲など確認が必要な場合があるため、日頃より自分の行動を意識し記憶しておくようにしてください。
- (4) 「[新型コロナウイルス感染拡大防止のための体調不良時等の対応について:慶應義塾大学塾生サイト\(keio.ac.jp\)](#)」を確認してください。

### Ⅵ. 感染者に対する嫌悪・偏見・差別的言動への注意喚起

- (1) 現在、私たちは「感染しない、感染させない」ことに留意しながら、自身の行動に責任を持つことが求められま

す。

- (2) 感染を恐れ、その予防に手を尽くすことは、感染拡大を防止するために大切です。しかし、そのために私たちの不安や恐怖感の感度は必要以上に鋭くなっています。自己防衛反応から、感染が疑われる人や感染した人に対して、嫌悪感や排除したい気持ちが生まれ、それが差別意識につながり、心ない言動に発展することがあり得ることを忘れないでください。人類の歴史を振り返るまでもなく、COVID-19に限らず、さまざまな感染症が存在し続けます。私たちの誰もがそれらに感染する可能性があります。そのことに気づくなら、感染者に向ける自分のネガティブな心理を自覚することができるでしょう。
- (3) 感染予防に努めていても、努力の甲斐なく感染してしまった人々は、いわば災害の被害者と同じだ、と考えるべきです。温かい配慮や支援が必要になります。
- (4) 不用意に感染者の噂をしたり、SNS 上で発言したりすることが、当事者を傷つけたり、意図せずとも人権を侵害することにもなります。そして他の災害同様、病気の既往歴や障がいを持っている人、社会で弱い立場にある人ほど、感染のリスクもその影響も大きく、より一層の支援が必要であることに留意すべきです。
- (5) 運悪く感染してしまった人に対する不当な恐怖、理不尽な怒り、偏見、差別、いじめ、誹謗中傷は、私たちのキャンパスで決してあってはなりません。私たちは、SFC というコミュニティを分断する偏見、差別、人権侵害が起きないように、自分や周囲の言動に注意を払い、不安を共有しつつも、配慮と思いやりが静かに広がるキャンパスを創っていきましょう。